

平成28年 6 月10日提出

生活保護法に基づく返還金に関する督促処分に係る異議申立てについて

生活保護法に基づく返還金に関する督促処分に係る異議申立てに対して、次のように決定したいので、意見を問う。

熊本市長 大 西 一 史

1 異議申立人

熊本県合志市在住の者（熊本市中央区において生活保護法に基づく保護を受けていた者）

2 異議申立てに係る処分

生活保護法に基づく返還金に関する督促処分

3 異議申立年月日

平成28年3月28日

4 異議申立ての趣旨

熊本市長（以下「処分庁」という。）が平成28年3月22日付けで異議申立人（以下「申立人」という。）に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条に基づく返還金に関する督促処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるもの

5 異議申立ての理由

熊本市中央福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）が申立人に対して行った生活保護法第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件費用返還決定処分」という。）に不服である。申立人は、県及び国に不服申立てを起こしており、督促状は無効と考えている。

6 決定の趣旨

本件異議申立てを棄却する。

7 決定の理由

(1) 認定事実

ア 申立人は、熊本市において平成21年4月7日から生活保護法による保護を受けていた者である。

なお、申立人については、保有資産により生計維持可能であることを理由として、平成27年9月1日に保護廃止となっている。

イ 申立人は、平成27年2月20日、福祉事務所長に対し、平成26年度の確定申告に係る資料を提出した。福祉事務所長が確定申告の内容を確認したところ、申立人には、平成26年1月から12月にかけて、462,327円の株式売買による収入があることが判明した。

ウ そこで、福祉事務所長は、平成27年3月2日付けで生活保護法第63条に基づく費用返還決定処分を行い、申立人に対し、返還金462,327円を同月18日までに納入するように通知した。

エ 上記納入期限までに申立人から上記返還金の納付がなかったことから、処分庁は、平成28年3月22日、申立人に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項の規定に基づき本件処分を行い、督促状を送付した。

オ 申立人は、平成28年3月28日、処分庁に対し、本件処分に対する異議申立てを行った。

(2) 判断

ア 普通地方公共団体の長は、地方自治法第231条の3第1項の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないこととされている。

本件では、処分庁は、本件費用返還決定処分に係る返還金がその納入期限である平成27年3月18日までに申立人から納付されなかったことから、同項に基づき本件処分を行ったものであり、本件処分に違法又は不当な点はない。

イ また、申立人は、本件費用返還決定処分の違法又は不当について述べていると解されるが、福祉事務所長が行う生活保護法第63条に基づく費用返還決定処分と処分庁が行う地方自治法第231条の3第1項に基づく督促処分とは、それぞれ目的を異にする別個独立した行政処分である。そのため、督促処分の前提となった費用返還決定処分が重大かつ明白な瑕疵により無効であるか、違

法を理由として権限ある機関によって取り消された場合でない限り、先行する費用返還決定処分を違法を理由として督促処分の取消しを求めることはできない。

本件では、福祉事務所長は、申立人に462,327円の株式売買による収入があったことを確認した上で本件費用返還決定処分を行っており、本件費用返還決定処分に重大かつ明白な瑕疵はない。また、本件費用返還決定処分が違法を理由として権限のある機関によって取り消されたといった事実もない。したがって、本件費用返還決定処分の違法又は不当を理由として本件処分の取消しを求める申立人の主張は、その前提を欠く。

よって、先行する本件費用返還決定処分の違法又は不当を理由として本件処分の取消しを求める申立人の主張には、理由がない。

ウ その他、申立人は、「県、国に不服申立てを起しており、督促状は無効」とも述べているが、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「旧行政不服審査法」という。）第34条第1項は、「審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。」と規定し、当該規定は処分についての異議申立てにも準用されている（旧行政不服審査法第48条）ことから、本件費用返還決定処分に対する県又は国への不服申立ての提起は本件処分の取消しを求める理由となり得ない。

（提出理由）

生活保護法に基づく返還金に関する督促処分に係る異議申立てに対し、所要の決定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第7項の規定に基づき、市議会に諮問するものである。